

近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制

荒野泰典

一、近世の漂流民送還体制の視点

私が漂流民に関して「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」という論文を書いたのは、一九八四年のことだった（荒野一九八四）。その論文で私は、海外情報の窓口としての漂流民の体験という、従来からの観点ではなく、漂流民が東アジア諸国の間で互いに送還される体制そのものに関心を向けた。すなわち、近世の漂流民がどのような手続きを経て送還され、その後にはどのような体制が国内的・国際的に成立していたのかという視点から、日朝・日琉・日中の三国の関係について検討したのだった。この論文の日本における評価としては、次の藪田貴氏の文章が最も率直で好意的なものの一つだろう。藪田氏は、大阪や畿内をフィールドにして近世の地域史や女性史などの研究で意欲的な仕事を発表していることでよく知られているが、勤務

先の関西大学の東西学術研究所のメンバーとして、漂着船舶の資料集の刊行にも携わっている。同氏が江戸時代の漂着船に関心を抱くようになった最初のきっかけが、私のこの論文だったという（藪田一九九七）。この論文は、氏にとっでは一種のカルチャーショックだった。というのは、氏は、漂流というのはジョン万次郎や大黒屋光大夫のように、例外的なできごとだと思いついてきたからだ。ところが実際には、漂流というのは日常茶飯事のできごとであり、日本と国際関係を結んでいた国々との間には、恒常的に漂流民を送還する体制ができていた。日本や朝鮮・中国・琉球の漂流民たちの多くがそのシステムを通じて、互いに送還されていたのだった。万次郎や光大夫が帰国するために嘗めた辛酸は、当時の日本が外交関係をもたず、安定した送還体制が形成されていなかった国や地域に漂着したためだった。このような史実から氏は、近世の日本を「鎖国」とす

近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制（荒野）

る従来からの通念は再検討されなければならない、という私の提言に賛成してくれている。言うまでもないことだが、近世の漂流民送還については、日常的に送還された場合とそうでない場合の二つの面を、当時の国際関係のあり方に即して総合的に考える必要がある（藪田一九九〇）。

一九六〇年代の末に朝尾直弘氏が、近世日本の構造的特質は兵農分離・石高制・鎖国の三つの要素から成っている、という理論的な整理をおこない、それが近世史研究者の間に広く受け入れられてきた。藪田氏の言葉を借りれば、「農村をやつていようが、都市をやつていようが、対外関係をやつていようが、全体として近世という社会と国家を考えるときには、この三つを押さえたらわかるのだなと思いましたが」ということになる。私自身も、「鎖国」が近世史研究のなかでそのような位置づけを与えられていることに勇気づけられて、対外関係の研究を続けていた。しかし、近世の対外関係の実態を知らなければ知るほど、従来の「鎖国」という言葉にはおさまりきらない事柄が多いのではないかと考えるようになった。漂流民送還体制もそのような史実の一つだった。時代が移れば歴史研究者の問題意識も変わり、歴史もそれまでとは違う視点で見られるようになる。新しい問題にも気づかされる。それらの問題は、当然のことながら、従来の枠組みではどうにも解けない。だから私たちは従来

のとは違う近世史の枠組み作りをしているのだ、というのが藪田氏の論旨である。言い換えれば、私の「鎖国」見直し論も、八〇年代から九〇年代の交まじりに大きく変わろうとしている近世史の研究動向の一部分だったということだ。

しかし、このように好意的な意見の一方で、漂流民送還も「鎖国」概念には折りこみずみだとして、「鎖国」概念の有効性をかたくなに主張する人々もいる。例えば、佐々木潤之介氏は、「鎖国制」のもつとで、長崎の他に、対馬・松前・薩摩での対外関係があり、漂流民送還や難破船援助などによる交流があったことなどは、「古くから明らかにされていること」であり、その意味では鎖国とは江戸時代の、我が国固有の世界史的な位置づけ方を総称している用語「な」で、なんの問題もないという（佐々木一九九六）。佐々木氏は、確かに存在した対外関係や交流を含めて「鎖国」と呼ぶのだと言う。しかし、これは黒を白と白いふくめるようなものではないだろうか。私は、「鎖国」という言葉にそのような実態を詰めこむのは無理があると判断して、「華夷秩序」と「海禁」という対概念で近世日本の対外関係を再構成することを提言したのであり（荒野一九八三）、とうていこのような主張に与することはできない。言葉には、その言葉本来の意味内容や語感が備わっており、それは一介の研究者の恣意的な定義を越えて一人歩きする。まだまだ「鎖国」

は文字通り国を閉ざすことだと思ひこんでいる日本人は多い(おそらく韓国でも事情は同じではないか)。実態が言葉通りでないことを知っているのは、近世史の専門家とその周辺のごくわずかの人たちにすぎないのではないか。実態を踏まえ、それをより正確に伝えることができる用語を準備するのが、研究者の社会的責任というものだろう。

「鎖国」概念の問題点についてはこれ以上立ち入らないが、とりあえずここでは、漂流民の送還体制について考えることは、それを通して、近世東アジアの国際関係の日常のあり方を見ることであり、それは、藪田氏があきらかに位置づけたように、新しい近世史像を構築する試みの一環であるということを確認するにとどめたい。

二、「海禁・華夷秩序」論と近世東アジアの国際関係論

「鎖国」概念に代えて「海禁・華夷秩序」の対概念を使用することを提案しはじめた頃の私は、「鎖国」概念の問題点に気をとられがちで、「海禁・華夷秩序」論の可能性を十分に自覚していなかった。その点を明確にしなかったことが、「海禁」は「鎖国」の単なる言い換えにすぎない、という誤解(山本一九八九)を生む原因ともなった。ここではまず、「海禁・華夷秩序」論の意図するところを明らかにすること

から始めよう。

まず第一に、「海禁・華夷秩序」論は、従来「鎖国」という呼び名のもとでなされてきた議論をより精緻に展開するための作業仮設である。従ってこれは近世日本が開かれていたか、閉じられていたかというような議論ではない。もし、「開・鎖」という観点にこだわるのであれば、この体制によって、何が開かれ、何が閉ざされていたのか、また、それはどのような論理にもとづくものなのか、というような事情について、より具体的、論理的に探るための仮設ということになる。朝尾氏の理論的な整理以来「鎖国」という用語は、徳川幕府による対外関係の編成と制限という二つの相反する要素を持たされることになった。朝尾氏の「鎖国」論の特徴は、従来の、対外関係の制限という見方に、対外関係の編成という要素を加味した点にある。それは確かに近世の対外関係の研究に新しい可能性を開いた。私もその恩恵を蒙った一人であることは先に述べた通りだが、それは同時に新たな混乱を「鎖国」という言葉に盛りこむことになった。本来は関係を閉ざすという意味の言葉に、まったく反対の、関係を持つ、あるいは編成するという内容を盛りこんだのだから当然である。用語の意味の恣意的な拡張という田中健夫氏の批判も的外れではない(田中一九七六)。しかし、この「鎖国」という体制の特徴の一つは、

一見相反する二つの要素が組みあわさって構成されているところにある。二つの要素のうちの制限に「海禁」、編成に「華夷秩序」という名前を与え、それぞれの要素それ自体やそれらの組みあわせ方について議論を深めようというのが、私の立場である。

第二に、それぞれの要素に名前を与える際に、東アジアという「場」の規定性を考える、あるいは東アジア諸国との比較において考えること。「鎖国」論のもう一つの特徴は、それが近世日本の構造的性質を構成しているという点にあって、つまり、それは他のどこにもない日本独自のものであるというという見方にもとづいている。しかし、本当にそうだろうか。対外関係の制限の仕方については、早い時期から田中氏が主張しているように、徳川幕府独自のものはほとんどなく、東アジアの国際社会の伝統にのっとったものだった（田中一九七五）。そのことについては私も具体的に検討したことがある（荒野一九八七）。いわゆる「鎖国」政策の特徴としてあげられるものは、ほぼ例外なく中国・朝鮮でもみられる。例えば、山本博文氏は、厳重な沿岸警備体制を近世日本の「鎖国」の特徴の一つとするが（山本一九九五）、その体制が形成された動機、厳重さの度合い、担い手などにそれぞれの特徴はあるものの、沿岸警備体制そのものは東アジアの国々に普遍的に見られるものだ。

対外関係の編成についても同様のことが言える。対外関係を自己を中心に位階制的に編成することを、私は「華夷秩序」と呼ぶ。「華夷秩序」にも二つの側面がある。一つは、文字通りの、「華夷主義」による国際関係の位階制的な編成の側面。それは中国の王朝、例えば明王朝に典型的なものだが、その志向は日本・朝鮮などにも共通して見られる。それを、自分の文化などが他者のそれよりも優れているという思いこみ（エスノセントリズム）にもとづくものと考えれば、それは、国家を形成するまでにいたらない少数民族までもが等しく持つ意識ということができる。エスノセントリズムを母体にして成長した国家意識が華夷意識、あるいは華夷主義であり、それにもとづいて対外関係を編成してできあがったのが華夷秩序である。それはどのような形をとろうと、尊大な自尊意識という点では共通している。従って、たとえ大民族の優越性の前にひれふしているかに見える小民族にも、自らの尊厳をたのむ意識がある。そのことを前提にはじめて見えてくる歴史の局面があるはずだ、と私は考えている（荒野一九八七）。もう一つは、プラグマティックな、説明原理としての側面。国家や民族はそれぞれに「華夷意識」を持っているが、それにもとづいて「華夷秩序」を自由に設定できるわけではない。それぞれの国家が置かれた国際的な条件と自らの華夷意識をすり

あわせながら、それぞれに矛盾しないような関係を設定することになる。それができない場合には戦争などの国際紛争となるか、国交を断つことになる。より現実的には、第三者を媒介に間接的に関係を維持する、あるいは、国家権力はあざかり知らない、民間レヴェルの関係ということになる。いずれの場合にも、それに応じた説明がつけられるところに「華夷秩序」のもう一つの性格をみてとることができる。「華夷秩序」は、一元的な統治原理というよりも、現実には間接的、朝貢的、さらには対等的な統治原理などをも含んだ、複合的で、抽象的な統治原理であり、「中華主義」は、政策の目的というよりはむしろ結果を正当化する論理として機能したからである(浜下一九八九)。私の想定している日本型華夷秩序が、これら二つの要素を備えていることは言うまでもない。

このように「鎖国」と呼ばれ、日本の特質の一つと見なされたものを腑分けして、それぞれに東アジアの国際社会のなかに置いてみると、近世の日本国家の場合も「海禁・華夷秩序」という国家のふるまいの点では共通していることが了解される。しかし、それはそれぞれの国の「海禁」と「華夷秩序」が細部において違っていることと矛盾しない。例えば、同じ海禁でも細部を見ればそれぞれに違いがある。それは、比喩的にいえば、兄弟が同じ血統でありな

がら、それぞれに個性的であるのとよく似ている。私は、それぞれの「海禁」と「華夷秩序」の比較研究が必要だと考えているが、このような作業をすることでヨーロッパやイスラム世界などとの共通性や違いも見え、さらには、国家や民族そのものの正体も人類史の地平において見えてくるのではなからうか。

第三に、近世日本(のみならず、日本史全体なのだが)の歴史を、一国的な観点から解放し、東アジアという地域に媒介されながら、地球規模の世界との関係性において展開してきたものとして描くこと。かつて「鎖国」と呼ばれた近世においても、海外に向けた「四つの口」が開かれており、その「口」を通じて物や情報は日常的に出入りし、折に触れて人も往き来していた。海禁によってこれらの関係は国家の監視・統制下に置かれていたが、それらの物や情報の流通によって日本の社会も変化し、それによって海外との関係や流通のあり方も変わっていった。もちろんその変化は近代ほどに急激でも大きくもなかったが、しかし確実に変わっており、その意味で近世においても日本列島は確かに東アジアと、それをとりまく世界との関係性のみで生きていた。そのようなあり方が近世だけでないことは言うまでもないだろう。前近代の日本列島の歴史はアジア、とりわけ東アジアという地域に媒介されながら、世界

の歴史と相互規定的に展開してきたのだった。私はシリールズ『アジアのなかの日本史』（一―六）を編集した折に、同じ編集委員の石井正敏・村井章介の両氏とともに、その様相を通史的に概観したことがある（荒野・石井・村井、一九九二）。その作業を通じてあらためて確認されたことは、日本列島と世界との日常的な関係性を掘り起こすことの必要性和、それを方法論の軸とする国際関係論の必要性である。近代以降について国際関係論があるように、近世には近世の国際関係論が必要なのだ。

近世東アジアの国際関係論の基本的な視点は次の二つである。一つは、東アジアの国際体系である。これは、近代ヨーロッパに生まれ、現代の国際社会においても支配的な、いわゆる西洋的な国際体系とはかなり様相を異にしていた。西洋の国際体系は、通常、国家主権・国際法・勢力均衡の三点を基礎としているといわれる（斎藤一九八九）。それに対して、東アジアのそれは、中国と周辺諸国で形成する「華夷秩序」（メイン・システム）と周辺諸国相互の関係（サブシステム）の複合から成っている。この周辺諸国がさらに独自に「華夷秩序」を設定している場合もある。その構成員はかならずしも国家に限らないが、国家と国家を形成していない存在、例えば、少数民族との間の待遇の違いは歴然としてある。また、地域や国家によっては複数の「華夷

秩序」に包摂されていることもある、例えば、日中間の琉球や日朝間の対馬などのように。条約に類するものや慣習法的なものはあるが、国際法にまで成熟したものではない。しかし、この問題を考える際には「一定の歴史的条件のもとでは、洋の東西を問わず、ある地域の国際関係は、きわめて類似した構成をもってきた」という浜下氏の指摘（浜下一九九九）は、肝に銘じておこう。また、これらの複合的なシステムが、全体としてこの地域の秩序や平和を維持するための、集団的な安全保障のシステムとして機能することとを構成員から期待されていたことは、ほぼ間違いのないところだろう（荒野一九九四）。その求心性を支えていたのは中国の圧倒的な経済的・文化的な優位だったが、周辺諸国の経済的・政治的な成長と自立化にもなつて、その求心性が弱まっていくのが、近世東アジアの国際関係の主要な潮流の一つともいえる（荒野一九八八）。

もう一つの要素は、一般の地域の人々や国家を形成するまでにいたっていない人々（少数民族）などによって構成される、国家に媒介されないネットワークの存在。これは地域間交流と言い換えてもよいだろう。国家の成立以前から地域間の交流は存在していた。しかし、国家が成立すると、それ以前から存在していた地域間の交流を分断し、あるいはそれらをとりにこんで、領域外との関係（対外関係）

を独占するようになる。この時、対外関係をめぐる国家と地域（の人々）との関係は逆転する。そして、この逆転を正当化するために、国家は「人臣に外交なし」、つまり、外交権は国王のみに属すると宣言する。しかし、この逆転はかならずしも暴力的になされるのではなく、おそらく、なんらかの形で「人臣」（地域の人々）の合意をとりつけながらなされたのではなからうか。そこには「人臣」が国家に委託するものがあつたに違いない。しかし、たとえそうであつても、対外関係をめぐつて両者の間の矛盾が解消されるわけではない。「人臣に外交なし」という東アジアの伝統的なイデオロギーは、その逆転を正当化するものである（ただし、絶対主義時代のヨーロッパにおいても、外交は「国王大権」だったことに注意）。海禁は、そのイデオロギーに支えられ、かつ、それを実現するための、つまり、国家が対外関係を独占するための政策である。このようなイデオロギーや政策そのものが、対外関係をめぐつて国家と「人臣」との間に深刻な対抗関係、つまり、矛盾が存在していることを示している。その矛盾の故に、国家は、人々（人臣）の委託に応えて、対外関係を独占することの正当性を明らかに示さなければならぬ。言い換えれば、「人臣」の存在と彼ら自身によるネットワークの可能性こそがこの地域（とりあえずは東アジア）に国家相互のネットワーク、

つまり、狭い意味での国際関係を現実化させるのだ（荒野一九九四a）。そのネットワークの編成原理であり、同時にその結果でもあるのが、上述の第一の要素、つまり、東アジアの国際体系だった。

三、近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制

近世東アジアの漂流民送還体制を検討することは、近世東アジアの国際関係が、日常的にどのように機能しているかを見ることにつながる。私が、十分に自覚的ではなかったにせよ、上述の論文で意図したことは、そのことだった。それが同時に、漂流民の送還それ自体の研究としては、国家の役割を強調しすぎるなど、いくつかの弱点を持つ原因にもなっている（池内一九九八）。しかし、ここではもうすこし私自身の意図にこだわってみたい。私が、上述の論文で、漂流民送還体制の検討から引きだした近世東アジアの国際関係論に関わる論点は、以下の五つである。

まず第一に、漂流民送還体制における国際関係の役割。私は、漂流民の保護・送還が体制的に成立するための条件を二つあげた。一つは、国家権力が統治権のおよぶ範囲内の対外関係を掌握・統制しうる体制が成立していること。もう一つは、国家が相互に漂流民の送還を実現するための

国際関係が存在すること。すなわち、ある国家権力が領域支配を実現し、かつ、周辺諸国との間に安定した関係をとり結んでいることが、相互に漂流民を送還しうるための前提条件だった。

第二に、近世日本の国際関係（日本型華夷秩序）における各国の位置づけとそれぞれの国の漂流民の取扱との対応関係。具体的には、朝鮮・琉球を「通信国」、中国・オランダを「通商国」とする格づけに対応して、漂流民の取扱や送還費用の負担などの待遇が決められている。例えば、朝鮮の漂流民の送還費用は日本側の負担であるのに対して、中国人・オランダ人の場合は彼ら自身の負担となっている。また、送還の位置づけにも違いが見られる。「通信」の関係では、基本的に互恵の関係なので、それにふさわしく、送還後に互いの挨拶がある。それに対して、「通商」の関係においては、日本における保護と送還は徳川政権の恩恵であり、費用については上述の通り。日本人が送還された場合は、送還したオランダ人や中国人の「奉公」とされ、漂流民の食料分と送還した人の手当分の米が支給される。

第三に、近世日本の「四つの口」における長崎口の特権的な地位。漂流民たちは原則として長崎に集められ、そこで長崎奉行のチェックを受けて送還される。この手続きは対外関係を総覧する立場にある徳川幕府の権限を端的に表

している。対外関係のすべてに関与しうるのは徳川幕府のみで、他の三つの口の領主たちは、自らが押さえている関係については独占的に扱うことができたが、それ以外の関係からは、他の領主並みに疎外されていた。つまり、他の「人臣」と同等の立場だった。

第四に、漂流民の保護・送還を実現した国家の、国際的、かつ国内的な正当性の確保と維持。無事に帰還することができた日本人の徳川政権に対する意識は、一六六八年に巴旦島に漂着して、辛苦の末に自力で五島までたどりついた尾張回船の乗組員たちの述懐によく表れている。彼らは「天照大神様の御めぐみ」と「上様（徳川将軍）の「威光」を讃えている。一方、保護・送還した外国の漂流民については、彼らの本国の位置づけに応じた待遇を与えることによつて、自らの「華夷秩序」を具体化する場とした。その保護に対しては、琉球の謝礼の使節や後に述べるオランダのブレスケンス号の場合（一六四三年）のようにわざわざ謝恩の特使（実際は偽使）が演出されることもあった（ヘッセリンク一九九八）。

第五に、漂流民送還ルートとしての国際関係の網の目の粗さ。近世東アジアの国際関係がカヴァーできる国や地域の範囲は限定的であり、その網の目から洩れた国や地域の人々は、基本的に、送還されないか、たとえ送還されたと

しても、劣悪な待遇を受けることが多かった。そのような事例としては、一六五三年に朝鮮に漂着したオランダ船デ・スベルウエル号の場合が典型的である。この場合は、抑留されたオランダ人の一部が逃亡に成功し、五島に漂着したことから抑留の事実が日本側に知られ、徳川政権は、オランダ人の庇護者の立場から残りのオランダ人の引き渡しを要求し、結局生存者全員の送還が実現した。しかし、これは幸運な事例で、日本に漂着したものの、送還先が不明のままに長崎に幽閉されて生涯を終える事例もままある。朝鮮でも、デ・スベルウエル号以前に漂着して、結局その地で生涯を終えた朴延のような事例がある。このような網の目の粗さの故に、近世後期になると増加する彼我の、体制外の漂流民に対処できず（例えば、日本人漂流民の受けとりの拒否やアメリカ捕鯨船乗組員に対する苛酷な処遇など）、深刻な事態（ペリー来航など）を迎えることになることは、よく知られている。

以上の他に、新たに次の二点をつけ加えたい。

一つは、漂流民送還というできごとを通して、それぞれの国家にとっての国際関係の必要性が理解できる、ということ。漂流は「国民」の日々の営みのなかで普通に起きる事故の一つであるが、「国民」の生業について責任を負うべき国家としては、原状回復のためのシステムを備えていな

ければならない。しかし、漂流は自らの領域を越えたところで起きる事故であるために、その解決（送還）のためには漂着先の国との協力関係が必要である。しかも、それが解決できるか否かに国家の威信もかかっている。そこで、この案件の解決のために、国家は互いに協力しあうことになる。先に「人臣」レヴェルでのネットワークの可能性が国家のネットワークを構造化させると述べたが、歴史具体的には、倭寇や密貿易などともに、漂流も狭義の国際関係を必然化させる、下からの力として作用していると考えられる。

もう一つは、「漂流」・「漂着」という用語は、かなり幅のある内容を持って使われており、ことを荒だてないために「漂流」・「漂着」として処理される場合もまま見うけられること。具体的には、オランダ船ブレスケンス号の南部漂着事件等がそれに当る。同船は、金銀島探検のために日本近海を航行中に、暴風雨にあつて僚船と離れ、薪水補給のために南部山田浦（岩手県下閉伊郡山田町）に入港し、食料等の調達のために船長以下一〇名が上陸したところを捕えられた（一六四三年）。この事件は、同年にキリシタン宣教師の密航事件があつたために難航したが、結局、船長らは、あくまで暴風雨による漂着であり、宣教師の入国幫助や日本沿岸の偵察をおこなう意図がなかつたことを誓うことで、

罪は問われなかった（ヘッセリンク一九九八）。幕府も、この事件を、オランダ船の漂流・漂着とそれに対する保護・送還という形におしこめることで解決しようとするが、オランダ漂流民の送還体制はこの事件を契機に整えられることになった（加藤一九八九）。

このように、何かいわくのある不審な船や幕府にとつて不都合な船、さらには密貿易船でさえも、「漂着」として処理されることも多かった。例えば、出島のオランダ商館長ヤン・コック・ブロムホフは、一八二三年二月二日に、「漂着したジャンク船の中国人についてもまた、ほとんどは密貿易に従事していると噂されている、そのようなことは当地ではすでにかなりあたりまえのことになっているように。様々な押収品の中の一つは、数カティの麝香であった」と記録している（『長崎オランダ商館日記』第一〇巻）。また、一八〇一年一月一五日に五島に漂着した二本マストのヨーロッパ船は、長崎での尋問の結果、マカオ才仕立てのポルトガル船で、乗り組んでいたのはポルトガル領民であることが、判明した（『長崎オランダ商館日記』巻四、「ウイレム・ワルデナールの秘密日記」一八〇一年十一月十二日・十三日・十四日条他）。しかし、尋問に当たったオランダ通詞や、通詞と漂流民との間の通訳を務めた出島のオランダ人もこの事実を押し隠し、「安問」（アンボン）の漂流民として処理し

ている（『続長崎実録大成』）。そうすることで彼らポルトガル領からの漂流民たちは、オランダ船によって無事に送還されたのだった。もし事実が明るみに出ていたならば彼らはことごとく「死罪」に処せられていた筈だが、それを望まなかったのは実は長崎奉行だったことが、上記の「秘密日記」の記事から明らかになる。このように、「現場」がある程度の自由裁量を許されることは常にあることだが、長崎のような対外関係の「現場」において、担当者の裁量に幅を持たせるキーワードの一つが、「漂流」・「漂着」だったといえるだろう。ここでは「漂流」や「漂着」は、体制と実態との齟齬を表面化させないためのショック・アブソーバーの役割を果たしている。

ショック・アブソーバーが十分に機能しなくなる場合が二つある。一つは、その機構そのものが老朽化・硬直化したり弾性疲労を起こす場合、もう一つは、その機構の能力を越える外力が加わった場合。幕末のペリー来航は、まさに、後者の場合だったが、それが同時に機構の硬直化や弾性疲労をまねく結果になったのではあるまいか。

【参考文献】

- 荒野泰典「日本の鎖国と対外意識」『歴史学研究別冊』一九八三年（後）「近世日本と東アジア」に収録（一九八三）。
- 同 「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」『歴史評論』四〇〇号、一九八四年（後）、「近世日本と東アジア」に収録。
- 同 「国際認識と他民族観―「海禁」「華夷秩序」論覚書―」『現代を生きる歴史科学』2、大月書店、一九八七年。
- 同 「近世日本と東アジア」東京大学出版会、一九八八年。
- 同 「近世の対外観」岩波講座日本通史 第13巻、近世3』岩波書店、一九九四年（一九九四a）。
- 同 「東アジアの華夷秩序と通商関係」歴史学研究会編『講座世界史1』東京大学出版会、一九九四年（一九九四b）。
- 同 「東アジアのなかの日本開国」田中彰編『近代日本の軌跡1明治維新』吉川弘文館、一九九四年（一九九四c）。
- 荒野泰典・石井正敏・村井章介「時期区分論」同編『アジアのなかの日本史1アジアと日本』東京大学出版会、一九九二年。
- 池内敏「近世日本と朝鮮漂流民」臨川書店、一九九八年。
- 加藤榮一「プレスケンス号の南部漂着と日本側の対応」『日蘭学会誌』一四一、一九八九年。
- 斎藤孝「西洋国際体系の形成」有賀貞他編『講座国際政治1国際政治の理論』（東京大学出版会、一九八九年）所収。
- 佐々木潤之介「東アジア世界と鎖国」『中世史講座11』学生社、一九九六年。
- 田中健夫「中世対外関係史」東京大学出版会、一九七五年。
- 同 「鎖国について」『歴史と地理』二五五号、一九七六年、後に同氏著『対外関係と文化交流』（思文閣出版、一九八二

史苑（第六〇巻二号）

年）所収。

- 浜下武志「東アジア国際体系」有賀貞他編『講座国際政治1国際政治の理論』東京大学出版会、一九八九年。
- 藤木久志「豊臣「平和」令と戦国社会」東京大学出版会、一九八五年。
- ヘッセリンク、レイニニア「オランダ人捕縛から探る近世史」山田町教育委員会、一九九八年。
- 數田貫「変わる近世史像」『歴史科学』一二〇、一九九〇年（後）『女性史としての近世』校倉書房、一九九六年に収録。
- 同 「寛政十二年遠州漂着唐船萬勝號資料―江戸時代漂着唐船資料集六―」関西大学出版部、一九九七年。
- 山本博文「寛永時代」吉川弘文館、一九八九年。
- 【付記】一九九九年四月二十九日に、韓国の江原大学校において、「韓日関係史学会（会長羅宗宇氏）の主催で、「朝鮮時代漂流民を通して見た韓日関係」が開催された。本稿は、そのシンポジウムでの報告原稿をもとに、若干の訂正と加筆を施したものである。報告のペーパーは韓国語に翻訳されたものが印刷され（翻訳は申東珪氏）、当日の資料として配布されたが、日本語で発表するのは、これが初めてである。言葉がちがうとはいえ、ほとんど同じ内容のものを再度掲載することには若干のためらいもあるが、私の考える近世国際関係論を簡略にまとめて読んでもらえるよい機会でもあるので、『史苑』編集部のお誘いに甘えて、あえて掲載させていただくことにした。なお、本稿をより理解していただくための一助として、上記のシンポジウムの「参加記」を付して、その概要を紹介することにした。「参加記」を書いてくれたのは、自らも漂

近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制（荒野）

流の問題を研究しており、このシンポジウムにも参加して、私の通訳も務めてくれた申東珪氏（立教大学文学研究科博士課程後期二年）である。

（本学教授）

一九九九年 韓日関係国際シンポジウム

「朝鮮時代漂流民を通してみた韓日関係」参加記

申^シ東^{トシ}珪^{ギョ}

本シンポジウムは、韓国の「韓日関係史学会」が「朝鮮時代漂流民を通してみた韓日関係」をテーマとして、日本と韓国の研究者を招聘し、一九九九年四月二九～三〇日に韓国江原大学の国際会議室で主催したものである。近年、韓国では韓日関係史や日本史に対する関心が高まるにつれ研究者の数も増えており、その研究の成果が徐々に発表されている。今回のシンポジウムは、こういった韓国の韓日関係史に対する関心や研究の積み重ねの反映である。また、日本と韓国の漂流民を通して近世の国際関係は、当時の日韓友好関係の証であり、両国それぞれの国際関係のあり方を究明するための重要な手掛かりの一つでもある。まず、今回のシンポジウムの内容を発表者順にまとめる。

一、「朝鮮前期被虜・漂流人送還と東アジア国際秩序」

孫承喆^{ソンシクチョル}（韓国江原大正校）

テーマは、朝鮮前期、すなわち一四〇一～一五世紀東アジアのなかの倭寇の被虜人や漂流民の送還が、当時朝鮮の事大・交隣体制とどのような相関関係のもとで行われていたか、ひいては中国・朝鮮・日本・琉球の間の国際関係及び国際秩序のなかでどのように位置づけられるかを究明することである。全体的に、朝鮮と中国の被虜人の送還関係、朝鮮と日本の被虜人・漂流民の送還関係を概観した後に、朝鮮・琉球間の被虜人・漂流民の送還のケースについて考察した。当時倭寇による被害が多かった朝鮮は、自国民保護の立場から被虜人送還に積極的であり、それが重要な外交政策の課題とされていた。また被虜人送還に関して、中国・朝鮮・琉球との間の送還は基本的に事大・交隣という文字通りの国際関係の枠のなかで行われていたが、日本との間には、倭寇問題が存在していたために送還のされ方がより複雑になった。一方、被虜人送還問題に関する最近の日本の研究で、「地域史」や「海域史」の観点から「人」をめぐる交流という曖昧な表現を用いるケースが多いが、もともと倭寇は東アジア海域での海賊であり、略奪者でもあって、単に人的交流とみなすことには問題がある。倭寇による被虜人

と海難による漂流民は区別すべきであり、当時の人的交流も両者の性格を区別しながら究明すべきである。

二、「近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制」

荒野泰典（立教大学）

これは右に全文掲載しているので、それを参考にしてください。

三、「朝・日間漂流民送還と交隣——朝鮮前期を中心に——」

李薰^{イフン}（韓国国史編纂委員会）

朝鮮がどのような必要性から日本側に送還を誘導したかに注目し、漂流・漂着に対する認識とあわせ、朝鮮と日本の漂流民送還のなかで交隣の程度を考察した。朝鮮政府は日本に漂着した朝鮮の漂流民を自「国民」と把握していた。したがって、朝鮮の沿岸部の戸口安定のために、朝鮮側は送還に対する持続的な関心を持っていた。その反面、朝鮮漂着の日本人漂流民に対して、一五世紀中頃は、倭寇と一般漂流民を区別していたが、「三浦倭乱」（一五一〇）以後、対馬から齊浦^{セボ}に直航する船舶以外は「敵倭」とみなすようになり、交隣の認識はあったものの、送還は不安定であっ

史苑（第六〇巻二号）

た。その後、日本の漂流民が海賊行為を行ってはいなかったにもかかわらず、殺害されるなどの問題が起こった。このような傾向は「壬辰倭乱」まで続き、交隣の意味が減退した。こうした背景から、朝鮮人の日本からの送還が安定するのは一五世紀中頃である一方、朝鮮からの日本人の送還は一六世紀中頃になってからようやく可能となった。この送還体制確立の时期的なズレが日・朝両国の漂流民送還の特徴である。

四、「漂流・漂着の地域的特性と地域住民の対応

——漂流民研究の現代的意義を考えながら——

鄭成一^{チョンソンイル}（光州女子大学校）

テーマは以下の二つ。まず、現在にいたるまでの研究成果を批判的に受容し、漂流民研究を通して現代の我々が何を得られるか、次に漂流・漂着が発生した地域の住民は異邦人の漂流・漂着にどのように対応していたかである。朝鮮時代の日本に漂着した朝鮮人の数や出身地域を詳細に統計化し、毎年約三五・七名の日本漂着があり、出身地域は五六・九%の全羅道が最も多いこと、また、日本人の朝鮮漂着に関しては、池内敏氏の分析結果に基づいて、朝鮮人の日本漂着が漂着件数にして約一〇倍、漂着人数は約八倍

近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制（荒野）

ほど、日本人の朝鮮漂着より多かつたことを指摘した。続いて、漂流・漂着の原因、漂流民の送還と地域住民の対応に関して、古代から近代以降までの状況を荒野泰典氏の先行研究に依拠して整理した。最後に海難事故の効率的な処理方法として、近世の日・韓の送還システムが良い先例ではないかとし、過去に漂流・漂着が頻繁に発生した地域、すなわち韓国の江原道と鳥取県の交流協定を挙げて、現代の地域間交流の可能性を示唆している。

五、「朝鮮時代漂流民を通じた情報と交流」

関德基（清州大学校）

朝鮮時代の漂流民を通して日本と琉球に関するどのような情報を得ようとしたか、その情報の朝廷での評価及び利用に関して検討した。まず、朝鮮で日本の情報を強く必要とした契機は「三浦倭乱」であり、それ以後日本から送還された漂流民から積極的に情報を得ようとしている。しかし、彼らの情報は断片的であり、一六世紀以降には、日本の情報が対馬に単一化されて限定的になった。そのため、日本から送還された漂流民を通して日本の情報を収集しようとする姿勢は概ね消極的であった。それは、朝鮮後期でもかわらず、漂流民送還体制が成立した後にも、漂流民か

らよりは、通信使から得られる日本の情報を重視していた。それに対し、琉球への漂流民による朝鮮政府の情報収集は積極的であった。その理由は、朝鮮が琉球に使節を派遣していないことや琉球に対する関心は琉球が日本に征服された朝鮮後期でも続いたからである。最後に、漂流民による情報は、国家次元の情報収集、すなわち使節がもたらす情報より新情報が多かつたが、これらの情報を朝鮮政府がどのように管理していたかは、今後さらに研究が必要である。

六、「日本に漂着した朝鮮人の日本認識」

河宇鳳（全北大学校）

朝鮮時代に日本に漂着した朝鮮人の記録やそれに関する記録などに基づいて、当時の朝鮮人は日本に対してどのような認識を持っていたかを考察した。まず、関連史料を検討した。朝鮮側の史料としては、『朝鮮王朝実録』『備辺司謄録』『辺例集要』『漂人領來謄録』『濟州啓録』『漂舟録』『漂海録』『書李邦翼事』、日本側の史料としては、『漂流民対話』『福山秘府』『漂流朝鮮人の図』など。これらの史料から漂流民の活動と日本認識を、漂着した官吏と民衆の場合とに分けて考察した。官吏の場合、『漂舟録』を残した李志恒は、北海道に漂着して手厚い救助を受け、日本に対して友好的な感情

を持った。特に、朝鮮と北海道の交流史という観点から彼の文化的な交流や交易などを高く評価する。「書李邦翼事」に記録されている李光彬や五島に漂着した済州の旌義県監李鐘徳をも挙げ、当時の日本に漂着した官吏は、日本に対して自国の文化を誇示することもなく終始友好的な態度をとり、葛藤のない純粋な交流であった。民衆の場合は、五島に漂着した張廻伊が破格の待遇を受けたこと、鳥取に漂着した安義基が長崎まで護送した奉行に与えた感謝の手紙、『漂民対話』のなかの朝鮮商人の日本人との対話、『済州啓録』の日本の救助活動と接待などからみて、日本に関する認識は友好的なものであった。つまり、日本に漂着した当時の朝鮮人には、通信使行にみられる朝鮮の文化的優越感、または国家間の緊張感や競争意識はみられない。結論として、日本に漂流した朝鮮人たちの日本認識は全般的に友好的であり、漂流を通して海外交流、新たな文化接触、認識の拡大などが誘発された。漂流問題は肯定的な視点で接近する必要がある。

七、「近世日本民衆の朝鮮認識」

池内敏（鳥取大学）

近世日・朝間に発生した漂流・漂着事件を素材に、日本

史苑（第六〇巻二号）

民衆の朝鮮認識を考察した。まず、日本人の朝鮮漂着の事例を挙げ、漂着した後にどのような接待を受けていたかを詳細に検討した。漂流民たちは言葉が通じないことによる警戒心を抱きつつも、漂着地の住民に対しておおむね暖かい感情を記録している。また、彼らの場合、残した記録から朝鮮の礼儀を模倣しながらこれに従い、相手文化に対する尊重の態度があり、こうした点からみれば、近世の日本民衆の朝鮮認識には、固定的な先入観や偏見があったとはいえない。また、日本人の生業と朝鮮認識には関連するところがある。すなわち、一六九三年に竹島（鬱陵島）をめぐる漁業権を主張していた鳥取藩の米子町人大谷・村川両家が、反対に一六九六年幕府から竹島（鬱陵島）への渡海を禁止されたことにより、朝鮮に対する根拠のない噂が広まった。このように竹島（鬱陵島）をめぐる鳥取藩領民の認識の背景には生業の問題が関係している。

以上が、シンポジウムで発表された研究の概要である。次に全体的な議論と成果や今後の課題に関して簡単に述べておく。まず、今回の議論と成果は概ね三点に整理できる。

第一は、孫承詒氏と荒野泰典氏によって、近世東アジアの国際秩序や国際関係のなかで日韓漂流民送還体制が位置づけられたことと、それに伴う議論である。孫承詒氏の発

近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制（荒野）

表では、当時東アジアの事大・交隣体制のなかで被虜人と漂流民に対する送還を、どのような立場から認識すべきであろうかという内容が議論され、被虜人と漂流民の性格が異なることに對する問題が提起されている。荒野泰典氏の場合は、既に一九八四年、「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」〔歴史評論〕四〇〇〕という漂流民に関する研究を發表しており、後の研究者にも先行研究として大きな影響を与えている。今回の發表では、東アジアの漂流民送還体制を近世の国際関係論の一環としてとらえることの必要性が提起された。

第二は、日韓の漂流民送還に對して、交隣と情報交流及び漂着した空間を主な素材にした日韓交流に關しての議論である。李薰^{イソン}氏の發表では、朝鮮での日本漂着民殺害などを挙げ、漂流民送還体制が成立する时期的な差が問題にされたが、日本人の送還問題は倭寇との関わりをなかで推移しており、送還体制の安定に關する問題は倭寇との関連で考察すべきであることが指摘された。鄭成^{テウソン}一^{イル}氏の發表では日韓の漂流民が漂着した空間での海難事故の効率的な処理に伴う地域間の交流が、閔德^{ミン}基^キ氏の發表では、漂流民を通して朝鮮が東アジアの情報をもどるように把握・利用していたか、または朝鮮通信使がもたらした情報との比較において、朝鮮政府の漂流民を通じた情報への消極性などが議論

された。特に、情報という面では、当時朝鮮政府が日本と琉球に關するどのような情報が必要としていたか、實際漂流民がもたらした情報はどのように利用されていたかなどの質問が出された。

第三は、漂着・漂流民をめぐる両国民の認識に對する議論である。河宇^{ハウ}鳳^{ウボン}氏の發表に對して、当時の朝鮮漂流民による記録での日本人との間の友好的な認識が、日本という國家に對する肯定的な認識であるとの結論は飛躍であり、漂流民当事者の記録のほか朝鮮の朝廷で報告された記録などの対外認識との関連で考える必要があるとの反論が出された。一方、池内敏^{イケノ}氏の發表に對しては、当時朝鮮に漂着した日本人に對しての処理、特に与えた飲食物の種類や接待などが日本と異なっていたのは、朝鮮人の慣習に基づいた日本漂流民に對する配慮で行われていたものであり、また「竹島」という用語の問題、朝鮮の「空島化政策」は倭寇の弊害との関連で考えるべきであるとの議論が行われた。今回のシンポジウムの成果は大きい。その意義はとりわけ以下の点において大きいと考えられる。第一に、これまでの漂流民研究の積み重ねが韓国では初めての学術シンポジウムとして結実したということ。第二は、東アジア国際関係のなかで漂流民の研究を進めることの意義があらためて確認され、問題意識が共有されたことである。

また、時間的な関係などで十分に議論されなかったが、以下の三点の問題が提起されたのも一つの成果であり、今後さらに具体的に検討を加えるべき課題だと思われる。①当時の日・朝における交隣関係は、漂流民送還を実現させる重要な要素であったが、それだけでは漂流民の諸問題を総体としてとらえたことにはならない。国家間の漂流民送還には交隣以外の目的があり、また国家を媒介しない送還の事例もみられるからである。②倭寇の立場と諸国の倭寇に対する対策を漂流民問題とどのように関連させ、漂流民送還体制を国際関係のなかに位置づけるか。つまり、朝鮮前期の倭寇対策と漂流民対策が政治的な面でどこが異なつて、どこが関係するのかを検討すべきである。③漂流民送還体制に対する中国の立場と役割に関する検討も行わなければならぬ。というのは、漂流民送還の多くは東アジアの国際秩序のなかで行われたのであり、その秩序の柱であった中国の役割と地位は漂流民の送還体制という問題においてもまた、大きいからである。

最後に、私自身の研究テーマ（一七世紀朝鮮漂着オランダ人をめぐる国際関係）の観点からも二点を付け加えておきたい。第一に、東アジア送還体制という網から外れた西洋の漂流民問題は今回のシンポジウムにおいては、あまり意識されていなかった。つまり一七世紀朝鮮に漂着したオ

ランダ人ハメル一行などの西洋人の漂流や送還問題も視野に入れておく必要がある。第二は、中国・日本・韓国・琉球によって構成されたネットワークの外の地域に漂着した、朝鮮漂流民の事例を発掘する必要がある。つまり、送還体制というネットワークの網からもれたり外れたりした事例をも発掘し、検討することによって、東アジア送還体制とそのなかでの韓日関係の客観的なあり方を浮き彫りにすることができらるだろう。

（本学文学研究科史学専攻博士課程後期）